

伊 議 第 5 4 7 号

2023(令和5)年12月21日

伊賀市選挙管理委員会  
委員長 池口 法行 様

伊賀市議会議長 近森 正利

市政に関する提言書の送付について

総務常任委員会において「市民の投票する権利の行使保障に関する施策について」の所管事務調査が行われ、この度、市政に関する提言書が提出されました。

つきましては、当該提言書を別紙のとおり送付しますので、その内容を踏まえ、今後の施策を実施されますようお願いいたします。

記

提出書類 市政に関する提言書 1部

# 市政に関する提言書

総務常任委員会

## 市民の投票する権利の行使保障に関する施策について

### 1. 現状と課題

選挙権は、日本国憲法に規定する参政権の中でも代表的な権利である。選挙での投票は、国民が政治に参加し、主権者としてその意思を政治に反映させるための、もっとも重要かつ基本的な機会である。

民主主義を適切に機能させ、市民の意見を国政や地方行政に反映していくためには、選挙権の行使の状況を的確に把握・評価し、投票を促す施策を講じることが必要である。選挙権の行使の状況は投票率をもって把握することができるが、全国的に年々減少傾向となっており、伊賀市においても同様の傾向が見られる。

平成 28 年 6 月 19 日に施行された「公職選挙法の一部を改正する法律」では選挙権年齢が満 20 歳から満 18 歳に引き下げられ、政治に参加することのできる対象が拡大されたが、若者の投票率がとくに低い傾向が見られる。その一方で、高齢者の投票率が 80 代に入ると急に低下する傾向が見られることや市民の生の声から「投票に行きたくても行けない」高齢者の層が一定数存在することが認められる。

また、合理的配慮を必要とする有権者が躊躇なく投票ができる環境が十分に整備されているとも言い難い。

以上の趣旨から、所管事務調査を行い、提言を行う。

### 2. 上記事項に対する提言

#### (1) 投票しやすい環境の整備

若者に対する主権者教育を推進する一方、全世代が投票に行きやすい環境づくりを進めること。具体的には、中心市街地においてハイトピア伊賀への期日前投票所増設、周辺地域において期日前投票所の開設期間拡大および車両を使った「移動期日前投票所」の巡回を実施すること。さらに、商業施設等での期日前投票実施についても検討すること。

(2) 有権者の課題に応じた合理的配慮の促進

郵便不在者投票・代理記載・点字投票・代理投票などの制度について、一層の周知を図ること。三重県議会議員選挙ではすでに導入されている「選挙のお知らせ版（選挙公報読み上げ）」について、伊賀市長・伊賀市議会議員選挙にも導入すること。また、知的障がい者の投票補助などの投票参加促進施策について、実現に向けた環境整備を行うこと。

(3) 期日前投票利用者増加への対応策

期日前投票を利用する有権者が増加していることを考慮し、直近の伊賀市長・伊賀市議会議員選挙から、選挙公報が印刷物として配布される前に適時に候補者や政党の政見等が有権者に届くよう、インターネット経由での選挙公報閲覧を可能とすること。

以上、提言する。